

平成15年5月13日
総務省

森林の保全・管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨)

〔勧告先 : 農林水産省
勧告日 : 平成15年5月13日
実施時期: 平成13年8月～15年5月〕

〔行政評価・監視の背景事情〕

森林は、林産物を供給するのみならず、国土の保全、水資源のかん養等安全で快適な国民生活を維持するために重要な役割

近年、木材価格の低迷等林業を取り巻く情勢は一層厳しくなっていることから、間伐や造林が適切に行われず、森林の公益的機能の発揮にも支障が生ずるおそれ

本行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、森林の保全・管理等の効果的かつ効率的な実施を図る観点から実施

調査対象機関: 農林水産省、都道府県(23)、関係団体等

担当部局: 行政評価局、管区行政評価局(7)、四国行政評価支局、行政評価事務所(15)

〔主な勧告事項〕

1 間伐の推進

〔民有林(国有林以外の森林で私有林及び公有林)〕

市町村は、森林の保全・管理等を適切に実施するため、民有林について、市町村森林整備計画を策定(森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5)。この計画において、要間伐森林(間伐等が適切に実施されていない森林であって早急にこれを実施する必要があるもの)を指定し、同森林の所在、間伐の実施時期等を規定。間伐は健全で活力ある森林を育成するために不可欠な作業

農林水産省は、間伐の重点的な実施のため、補助対象年齢級の拡大、補助率の上乗せ等により、平成12年度から16年度までに150万ヘクタールの間伐を行う「緊急間伐5カ年対策」を実施(13年度予算額425億円)

要間伐森林の指定の状況等(56市町村を調査)

- ・ 要間伐森林の指定が必要な森林であるにもかかわらず、森林所有者の間伐実施の意向が確認できたものだけを指定している例あり(14市町村)
- ・ 私有林について十分な検討を行わず、公有林のみを指定している例あり(8市町村)
- ・ 間伐が行われない場合、勧告等法的措置を伴うこともあることから、重要な手続であるにもかかわらず、書面による通知を行っていないなど、要間伐森林の指定に係る手続が適切に行われていない例あり(34市町村)
「緊急間伐5カ年対策」が実施され、平成12年度の全国の間伐実施面積は増

加しているものの、特に間伐を早急に実施する必要がある要間伐森林の間伐は、進展しているとは言えない状況

- ・ 全国の間伐実施面積(平成11年度23.7万ヘクタール 平成12年度30.4万ヘクタール)
- ・ 要間伐森林間伐実施面積(平成11年度8,658ヘクタール 平成12年度8,082ヘクタール)

[国有林]

森林管理局長は、国有林の間伐量等を定めた「地域管理経営計画」及び当該計画に即し、箇所ごとの具体的な間伐・造林等の計画事項を定めた「施業実施計画」を策定(いずれも5か年計画)。森林管理署長は、国有林の間伐の実施に当たって、毎年度、箇所ごとの面積、量等を定めた「収穫予定簿」を策定

地域管理経営計画等に基づく間伐の実施状況(37森林管理署、38森林計画区を調査)

- ・ 森林調査(地域管理経営計画等の策定に当たり実施する林況等の調査)が不十分なことから、間伐を行う際に搬出が困難な箇所であったこと等により間伐を行わず、間伐量が地域管理経営計画を大きく下回っている例あり(9署)
- ・ 収穫調査(間伐箇所の具体的な面積、量等の調査)が不十分なことから、間伐実施直前の現地確認において樹木の生長が悪いこと等が判明し、間伐を行っていない例あり(13署)
- ・ 施業実施計画に計上しないで高齢級(例えば6齡級(26年生～30年生)以上)のものを間伐している例あり(8署)

(勧告要旨)

- 1) 要間伐森林の指定箇所の見直しを行い、市町村森林整備計画において要間伐森林の指定を適切に行うとともに、指定に係る手続を適正に行うよう、市町村に対して助言すること。
- 2) 「緊急間伐5か年対策」の実施に当たっては市町村森林整備計画で指定された要間伐森林の間伐を優先することとするなど、要間伐森林の間伐を推進すること。
- 3) 森林調査等を的確に実施することにより、地域管理経営計画、施業実施計画及び収穫予定簿を適正なものとし、それに沿った間伐を実施すること。

2 造林の推進

農林水産省は、民有林について、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において伐採後2年以内に造林することを定めるよう指導。また、伐採後3年以上造林されていない人工林の伐採跡地(造林未済地)を解消するため、平成12年度から「造林未済地緊急整備対策」を実施、その後14年度に「造林未済地緊急造林」による対策に変更

造林未済地の状況 22,000ヘクタール(平成10年度末現在。平成11年度以降のデータなし)

調査した市町村において、平成12年度末現在、伐採後2年以上経過した伐採跡地の状況をみると、直下に人家や道路があるにもかかわらず造林されていない例などあり

「造林未済地緊急整備対策」では、造林実績を把握する仕組みとされておらず、また、「造林未済地緊急造林」による対策では、造林実績は把握できるようになったが、目標等の設定がなく、計画的に造林未済地を解消する仕組みとなっていない。

(一方、間伐に関しては、農林水産省は「緊急間伐5か年対策」において平成12年度から16年度の5年間で150万ヘクタールの間伐を実施という目標を設定して実施)

(勧告要旨)

造林未済地の現況を把握し、その結果を踏まえ、人工造林が必要なものについては、造林の目標を設定した上で、「造林未済地緊急造林」による対策の活用などにより、造林未済地の計画的な解消を図ること。

3 森林の流域管理システムの効果的な運営

森林の流域管理システムは、流域(全国:158森林計画区)を基本的単位として、民有林と国有林を通じた森林整備、林業生産、加工・流通等の目標を明確化し、森林施業の共同化、上流地域と下流地域が協力した森林整備、高性能林業機械の導入等の森林・林業全般に関わる具体的な取組を計画的に推進するもの

流域森林・林業活性化センター(センター)は、同システムの着実な推進を図るため、流域における林業活性化に係る具体的な目標数値、これを達成するために必要な事業の年次計画等を盛り込んだ「流域林業活性化実施計画」を策定。また、センターは、都道府県、市町村、林業経営者、森林管理署等で構成する「流域森林・林業活性化協議会」を設置し、活動内容等を協議

森林管理局・署は、協議会等に積極的に参加し、先導的な役割を果たすこととされている。また、流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が率先して行う取組等を内容とする「アクションプログラム」(3年計画)及び「実施メニュー」(単年度計画)を策定し実施

センターの活動状況(42センターを調査)

- ・ 「流域林業活性化実施計画」において、伐採、造林等に係る目標数値や年次計画が盛り込まれていない例あり(目標数値欠落:5センター、年次計画欠落:8センター)
 - ・ 流域において、具体的な取組事項を協議する協議会が開催されていない例あり(3センター)
- 森林管理局、署の取組状況(37森林管理署を調査)
- ・ 協議会の開催を積極的に働きかけるなど構成員として主体的な取組を行っていない例あり(5署)
 - ・ センターが実施計画を策定する上で不可欠な国有林の伐採面積など国有林野事業に係る情報について、センターへの提供が不十分となっている例あり(4署)
 - ・ 森林管理署のアクションプログラム及び実施メニューの内容に偏りあり(下流住民に対する情報提供等の促進については積極的に取り組まれているが、森林施業の共通化、林業事業体の育成等については、ほとんど取り組まれていない)

(勧告要旨)

- 1) i) 実施計画については、原則として、具体的な目標数値を記載し、事業ごとの年次計画を作成すること及び) 協議会を開催し、具体的な取組事項を確実に協議することにより、実施計画に掲げる目標の達成に向けた取組が推進されるよう、センターに対して助言すること。
- 2) 協議会を通じた助言・指導については、民有林と一体的な連携を図る見地から、積極的に行うこと。
- 3) 森林管理局が作成するアクションプログラム及び実施メニューについては、民有林と国有林の連携が一層推進されるものとなるようにするとともに、それに沿った実行を図ること。

その他の勧告事項

- ・ 森林の機能に即した施業に係る区域の適正な設定 等